

重大事故・事件発生時の緊急連絡

タクシー【一般乗用】

●速報の対象になる重大事故

- ① 乗客、乗員その他を問わず **1名以上の死者**を生じた事故
- ② 乗客、乗員その他を問わず **5名以上の重傷者**を生じた事故
- ③ **乗客に1名以上の重傷者**を生じた事故
- ④ 乗客、乗員その他を問わず **10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）**を生じた事故
- ⑤ **転覆、転落、火災（積載物品の火災を含む）**を起こした事故
- ⑥ **鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突又は接触**した事故
- ⑦ **酒気帯び運転を伴う**事故
- ⑧ 自然災害に起因する可能性のある事故
- ⑨ 運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの（**脳疾患、心臓疾患、意識喪失**に起因すると思われるもの）
- ⑩ その他社会的影響が大きいと認める事故
（例：報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき）

●速報の対象になる特定重大事件 （直ちに連絡！）

- ① 施設の不法占拠
- ② 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ③ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

●速報の対象になる重大事件

- ① 乗客に死者が出た事件
- ② 乗員による業務中の暴行事件
- ③ 報道機関などから取材、問合せを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの
- ④ タクシー強盗（※）が発生し、乗員に死傷者が出た場合
（※）乗務員が所持していた現金または財物（当該タクシー車両の強奪、運賃踏み倒しを含む）を奪われた場合。

●速報の対象になる重大事件の予告

- ① 特定重大事件 又は 重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他予告行為

【速報の連絡先】

- ◆開庁時（平日8：30～17：45）
……管轄の運輸支局 整備部門
- ◆上記時間外、土日祝祭日
……管轄の運輸支局 整備部門（緊急携帯電話）
または
九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課（緊急携帯電話）

速報は、

- ① **まずは電話で**分かる節度で第1報の報告を行い、その後、担当者の指示を仰ぐこと。
- ② **24時間以内**に報告すること。
- ③ 追加情報があれば、随時連絡すること。
- ④ 速報に該当するか判断出来ない場合についても、連絡すること。

「自動車事故報告規則」「自動車事故報告規則の取扱要領」「事業用自動車緊急時対応マニュアル」に基づく速報